(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外は使用の範囲としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　徳島県美馬市役所

○北海道開発局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・三・三百七号白樺通

三　事業施行期間　自平成二十六年十一月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　虻田都市計画道路事業三・四・三号眺湖通及び三・四・二号国道二百三十号線

三　事業施行期間　自平成二十二年七月十六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・六十六号日吉中央通

三　事業施行期間　自平成二十四年七月十二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・二十号放射二号線

三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・二十二号放射四号線及び三・五・八十八号山の手日吉通

三　事業施行期間　自平成二十四年七月十二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・二十二号放射四号線

三　事業施行期間　自平成二十六年一月十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　美唄奈井江都市計画、芦別都市計画、赤平都市計画、滝川都市計画、砂川都市計画及び歌志内都市計画下水道事業石狩川流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十五年七月二十二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし